**注記（事業別財務諸表：大学修学奨励事業）**

**１．追加情報**

（１）その他財務諸表の内容を理解するために必要と認められる事項

　①事業の概要

経済的理由から修学が困難な学生の教育の機会均等を図るとともに、将来、地域及び社会に役立つ有為な人材を育成するため貸与された大学修学奨学金について、奨学生から返還があった額等のうち、国庫補助相当分を国庫へ返還しています。（奨学金貸与は平成16年度をもって終了しています。）

　 　②当該事業に関し説明すべき固有の事項

○　本事業は、修学資金の貸付という修学者への支援のみならず、償還免除規定を設けることにより、有資格者等、より質の高い人材の確保など修学の成果を地域に還元させることもその目的としております。よって、貸付金のうち大阪府大学修学奨学金貸付金320百万円には、こうした施策的な観点から、償還を免除する見込みの金額を含みます。

　　　　 ○ 私学行政に関する事務を教育長が受任することに伴い、府民文化部から平成28年４月１日付けで本事業を継承しました。